

厚生労働省
群馬労働局発表
平成29年12月26日

【照会先】

群馬労働局労働基準部健康安全課
課長 佐藤 寿
課長補佐 大友 隆
産業安全専門官 塩野 泉
(電話) 027-896-4736

平成29年(1月～11月)の労働災害発生状況

－ 死傷者数1,902人・死亡者数18人 －

1 労働災害の発生状況 (参考資料:「労働者死傷病報告受理件数表」「平成29年死亡災害事例」)

群馬労働局管内における平成29年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、1月から11月までの累計で1,902人、そのうち死亡者数は18人となっています。
死亡者数の「事故の型別」による内訳では「はさまれ・巻き込まれ」が6人(死亡者数全体の3分の1)であり、うち5人が製造業において発生しています。

【昨年同期に比較した特徴】

- ・ 死傷者数は94人減少 (昨年同期の1,996人より4.7%減少)
- ・ 死亡者数は4人増加 (昨年同期は14人)
- ・ 製造業における死亡者数は3人増加 (昨年同期は3人)
- ・ はさまれ・巻き込まれによる災害の死亡者数は2人増加 (昨年同期は4人)

2 労働災害の防止に向けた取組

(参考資料:「年末年始無災害運動」「No more! 墜落・転落災害」「転倒災害防止のための取組を!」「転倒無し運動」)

①平成29年度 年末年始無災害運動(12/15～1/15)【再掲】

運動標語『異常なし! ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』

- ・ 作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、転倒への注意等の取組推進について、災害防止関係団体への要請等により周知・広報等を行います。

②死亡災害の防止について【再掲】

- ・ 建設業における死亡災害が全国的に増加傾向(29年9月末212人、前年同期比20人増)であることを踏まえ、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」(12/1～1/31)に合わせて、建設現場に対する監督指導を実施します。
- ・ 群馬労働局管内において「はさまれ・巻き込まれ」による死亡災害が多発している現況を踏まえ、製造業の事業場を対象とする個別指導を実施します。

③転倒災害防止強調期間(1月～3月)

- ・ 積雪や凍結等により転倒の危険が高まる冬季における転倒災害を防止するための具体的対策の取組について、災害防止関係団体への要請、各種団体への広報等による周知・啓発活動を行います。

平成29年 労働者死傷病報告受理件数表

平成29年11月末現在
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製造業		1 110	2 210	35	2 177	21	1 30	4	6 587	3 668	3 -81
	食料品製造業	41	1 79	5	30	10	1 9	2	2 176	206	2 -30
鉱業			2					1	3	2	1
建設業		57	1 59	14	38	1 10	6	1 14	3 198	3 183	15
	木造家屋等建築工事	17	17	4	5		2	2	47	34	13
交通運輸・貨物取扱業		50	2 135	12	1 55	3	11	8	3 274	2 297	1 -23
	道路貨物運送業	35	2 119	10	1 50	2	9	7	3 232	2 249	1 -17
林業		1 7	1	9	1	2	1	3	1 24	1 26	-2
上記以外の事業		1 213	305	1 47	1 137	54	2 28	32	5 816	5 820	-4
	卸売業・小売業	76	94	1 19	35	13	9	2	1 248	1 256	-8
	通信業	16	21	1	4	3	2	2	49	56	-7
	医療保健業・ 社会福祉施設	47	64	13	27	9	7	6	173	139	34
	旅館・ホテル業	3	13			4		5	25	31	-6
計		3 437	5 712	1 117	4 408	1 90	3 76	1 62	18 1,902	14 1,996	4 -94
前年同期		1 424	7 781	2 122	2 435	67	1 100	3 67	14 1,996		
増減		2 13	-2 -69	1 -5	2 -27	1 23	2 -24	-2 -5	4 -94		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
転倒災害	81	141	25	81	19	16	17	380	530	-150
食料品加工用機械災害	11	1 11	2	4	2	1		1 31	36	1 -5
建設機械災害	5	6	1	6			2	20	17	3
クレーン・玉掛災害	15	10	1	10		1 1	1	1 38	35	1 3
外国人の災害	12	45	1	1 43		3		1 104	102	1 2
公共工事の災害	11	1 10		2	3		1 8	2 34	1 40	1 -6
交通労働災害	23	1 53	8	2 22	8	1 6	1	4 121	3 108	1 13
荷主先災害	16	70	6	7		6	4	109	104	5

- 注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

平成29年 死亡災害事例（建設業以外）

平成29年11月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 11時頃 4人	60歳代 男 作業員	太陽光発電設備設置のための造成工事現場において、立木の伐採作業に従事していた被災者が、胸高直径約30cmの伐倒木の下敷きになっているのを発見された。	その他の 林業	崩壊・倒壊	立木等
2	1月 15時頃 4人	50歳代 男 運転手	軽四貨物トラックを運転していた被災者が、対向車線のセンターラインオーバーの大型トラックと正面衝突した。	一般貨物 運送業	交通事故 (道路)	トラック
3	2月 9時頃 28人	40歳代 男 修理工	自動販売機の修理のため、社用車のバンを運転し首都高速を走行中、前のトラックに視界を遮られ右側に車線変更したところ、すぐ右横にトラックが故障で停止しており、そのまま激突した。	機械 修理業	交通事故 (道路)	トラック
4	2月 8時頃 28人	60歳代 男 作業者	午前7時頃からゴルフ場内の落葉の処理作業をトラクターで行っていたが、その後、行方が分からなくなり、翌日、池の中から遺体で発見された。	ゴルフ場	おぼれ	水
5	3月 19時頃 47人	50歳代 男 営業	営業担当であった被災者は、製品の納品や立会い業務等によって、恒常的な長時間労働、深夜労働、休日出勤となり、大動脈解離を発症し、死亡した。	その他の 小売業	その他	起因物 なし
6	4月 17時頃 60人	20歳代 男 作業者	工場内において、派遣労働者と2人でプレス（400t、クランクプレス）加工作業中、被災者が金型内に頭を入れている時、派遣労働者がプレスを起動させ、被災者が頭をプレス機にはさまれ、死亡した。	自動車・ 同付属品 製造業	はさま れ・巻き 込まれ	プレス機 械
7	6月 13時頃 60人	40歳代 男 作業者	製造した機械装置のメンテナンスのため、同僚と2人で県外の客先へ出張し、調整作業中の機械装置に頭部をはさまれ、死亡した。	機械器具 製造業	はさま れ・巻き 込まれ	その他の 一般動力 機械
8	8月 2時頃 68人	30歳代 男 作業者	被災者は、製品を自動倉庫（冷凍庫）内に入庫する作業中、走行してきた倉庫内に設置されていたスタッカークレーン（自動棚積み用）と冷凍庫出入り口の固定踏み台との間に身体をはさまれ、死亡した。	肉製品・ 乳製品製 造業	はさま れ・巻き 込まれ	クレーン
9	8月 5時頃 31人	40歳代 男 運転手	荷の配送のため大型トラックで国道を走行中、交差点で大型トレーラーと衝突し重体となっていたが、約1ヶ月後に死亡した。	一般貨物 運送業	交通事故 (道路)	トラック
10	9月 11時頃 2人	60歳代 男 警備員	国道歩道舗装工事現場近隣の別会社敷地内に駐車してあった無人トラックが逸走し、工事現場内の国道中央付近で一般車両の交通誘導をしていた被災者が、トラックに轢かれ死亡した。	警備業	交通事故 (道路)	トラック

平成29年 死亡災害事例（建設業以外）

平成29年11月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
11	9月 10時頃 11人	50歳代 男 作業者	1人で設備の清掃、点検作業をしていた被災者が、ベルトコンベアーとホッパー先端に固定されている原料飛散防止用のゴムカバーの間に、首が挟まれた状態で発見された。死因は出血性ショック。	化学工業	はさまれ・巻き込まれ	コンベア
12	9月 10時頃 5人	40歳代 男 作業者	被災者を含む5名で、空き地の除草作業を行っていたところ、乗用式草刈機を使用して作業を行っていた被災者が、草刈機の下敷きになっているところを発見され病院に搬送されたが、災害発生当日の午後4時30分頃死亡した。	農業	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械
13	10月 11時頃 30人	50歳代 男 運転手	被災者は、荷主先構内で荷降ろし準備作業のため、トラック後方の観音扉を開けた。その後、待機していた荷主先事業場のフォークリフト運転手が、トラック内の荷を取り後退しようと振り返ったところ、アスファルト舗装の路面に仰向けで倒れている被災者を見つけた。救急搬送された病院で、頭部打撲による頭蓋骨骨折、急性硬膜下血腫により死亡した。	一般貨物運送業	分類不能	分類不能
14	11月 9時頃 10人	60歳代 男 作業者	派遣先工場の大根おろし製造工程において、作業終了後、加熱攪拌釜の内部を、攪拌羽根を回転させたまま、ホース水流で洗浄していたところ、頭部を攪拌羽根と釜の間にはさまれ、死亡した。	農業保存食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ	食品加工用機械
15	11月 14時頃 16人	40歳代 男 作業者	1階建て鉄筋コンクリート造の屋根に溜まった落ち葉の掃除が終了したので、立て掛けてあった移動はしごから降りようとしたところ、約2.6mの高さから墜落し、死亡した。	その他の事業	墜落・転落	はしご等

平成29年 死亡災害事例（建設業）

平成29年11月末現在
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 店社人数・現場人数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	発注者	事故の型別	起因物別
1	7月 15時頃 5人	40歳代 男 鳶工	高速道路の橋梁補修工事で使用されていた、地上約33mの高さに設置されていたつり足場の解体作業中、足場用つりチェーンのクランプがはずれ、足場板が傾き、足場板の上に載っていた被災者が33m下の地面に墜落し死亡した。	民間	墜落・転落	足場
2	9月 8時頃 35人	70歳代 男 作業員	高さ約10mに積まれた残土の上にドラグ・ショベルで上がり整地作業中、ドラグ・ショベルが土砂に埋まり傾き転倒し、被災者が運転席から投げ出されドラグ・ショベルの下敷きとなり死亡した。	公団	転倒	車両系建設機械
3	10月 17時頃 7人	60歳代 男 作業員	水力発電所の導水路の補修作業に伴い、内燃機関付高圧水洗浄機により、ずい道の内壁の洗浄作業を行っていたところ、内燃機関の発する一酸化炭素により意識を消失し、その後死亡した。	県	有害物等との接触	有害物

平成29年死亡者数が急増 厚生労働省「緊急要請」発出中！

年 年
始 末

無災害運動

主唱.. 中央労働災害防止協会

後援.. 厚生労働省



平成29年度
年末年始無災害運動標語
異常なし！
ダブルチェックで
念入りに
年末年始も
ゼロ災害



応援します 明日の安全・健康・快適職場

JISHA 中災防

中央労働災害防止協会 (中災防)

※お問い合わせは総務部 広報課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 【TEL】 03-3452-6449 【FAX】 03-3453-8034
【ホームページ】 <http://www.jisha.or.jp/> 【E-mail】 koho@jisha.or.jp

年末年始の災害防止を徹底しよう!

年末年始は何かとあわただしく、生活のリズムも変わりやすい時期です。安全で健康に年末を締めくくり、新たな年をスタートできるよう安全衛生活動のポイントをいくつかご紹介します。

非定常作業時の災害を防ぐ!

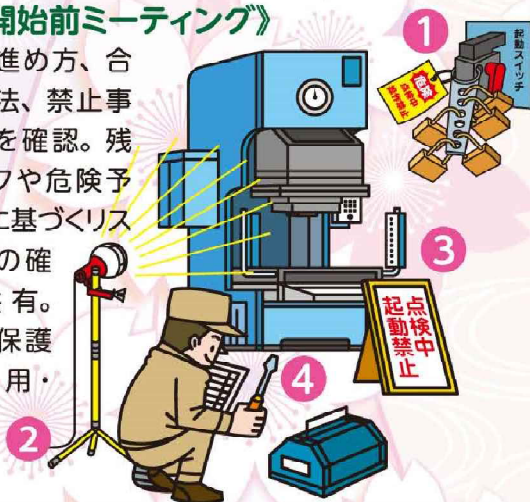
年末年始は、大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行うなど、通常とは違った非定常作業が多くなります。特に「はさまれ・巻き込まれ」災害を防止しましょう。

《事前準備》

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定、必要な資格の確認。これらを協力会社や安全衛生担当部門など関係者が事前にリスクアセスメントも実施し調整。

《作業開始前ミーティング》

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認。残留リスクや危険予知実施に基づくリスク情報の確認と共有。必要な保護具の着用・確認。



① 起動スイッチ等に施錠。複数人で作業する際は、複数の錠で施錠し、各作業者が自分のキーを持つ=ロックアウト。

② 暗い場所は補助照明などにより、適正な照度を保つ。

③ 動力を遮断し（電源を切り）、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため起動厳禁」などの表示をする。

④ チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態などを確認。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断し、作業指揮者に報告。

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で。

《作業が終了したら》

- ・作業のため無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどは、元に戻す。
- ・作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

冬季の安全運転



交通事故の死者数、発生件数、負傷者数は年の後半に多くなる傾向にあり、いずれもピークは12月となっています。

●冬季の運転のポイント、例えば…

【出発前の準備】

- ・目的地方面の交通情報や降雪等気象情報を収集。
- ・タイヤの磨耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方を事前に確認。冬用タイヤでも走行困難なことがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

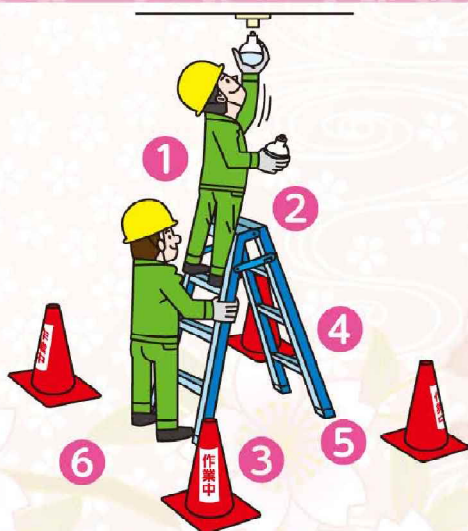
【「急」のつく運転を避ける】

- ・急ハンドル／急ブレーキ／急発進などはスピンやスリップの原因。

【凍結しやすい場所に注意】

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転をする。

脚立作業のポイント



- ① ●天板の上に乗らない。 ●脚立にまたがらない。
●物を持ちながら昇降しない。
- ② ●天板から2段目以下で作業し、足を軽く開いて、足や腰を軽く天板に当てると安定する。
- ③ ●周囲に「作業中」など注意喚起の表示をする。
- ④ ●脚立は原則として、2m未満のものを使う。
- ⑤ ●脚部に滑り止めの付いている脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。
- ⑥ ●水平で段差のない、安定した箇所に設置する。

転倒災害の防止のために

労働災害で最も多いのが「転倒」です。*

転倒災害を防ぐため、職場に危険な箇所がないか、通路の安全が確保されているか、チェックしましょう。



例えば…

- ☐ 床や通路の凹凸は補修または保護カバーをしているか
- ☐ 階段の滑り止めは外れていないか
- ☐ 通路や出入り口、曲がり角、エレベーター前、階段などに物が置かれていないか
- ☐ 床のゴミ、油、水をすぐ拭き取るようにしているか
- ☐ 床をほうコード類にカバーが付いているか
- ☐ 安全な踏み台、はしご、脚立は整備されているか
- ☐ スイッチ、消火器、非常口の前に物が置かれていないか
- ☐ 物のはみ出しや頭上に障害物はないか

*平成28年の統計。厚生労働省「労働者死傷病報告」より

「年末年始無災害運動」関連 中災防図書・用品

ポスター

用品

図書



ご購入はコチラ

<http://www.jisha.or.jp/order/index.php>
TEL 03-3452-6401 FAX 03-3452-2480

平成29年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で47回目を迎える。

わが国の労働災害は、長期的には減少傾向をたどり、平成28年は死亡者数が過去最少となったものの、死傷者数は前年を上回った。また平成29年上期も、死亡者数は前年同期比1.3%減となったが、死傷者数は同1.2%増で推移している。特に、陸上貨物運送事業は死亡災害、死傷災害とも前年同期を上回り、第三次産業での死傷災害も依然として増加傾向にある。

この背景には、非正規労働者など現場経験の浅い労働者の増加、高年齢労働者の増加などに加え、長時間の労働、若者を中心とした危険感受性の低下、さらには機械設備の老朽化など、多様な事象があると考えられている。

一方、健康面では、義務化されたストレスチェックの実施と効果的な運用によるメンタルヘルス対策の強化、化学物質のリスクアセスメントの実施、腰痛予防対策や熱中症予防対策の充実などに対して、より適切な対応が必要となっている。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが必要である。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、日ごろ行っている確認作業が不十分になったり、怠ったりすることでミスや事故が生じる可能性が高まる。各事業場、職場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに努めることが普段にも増して重要となる。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

**「異常なし！ ダブルチェックで念入りに
年末年始もゼロ災害」**

を標語として展開することとする。

2 実施期間

平成29年12月15日から平成30年1月15日までとする。

3 運動標語

「異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- ① 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- ② 報道機関等を通じての周知
- ③ リーフレット等の制作および配布
- ④ 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布

8 事業場の実施事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- ③ ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- ④ K Y（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ⑤ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ⑥ 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- ⑦ 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
- ⑧ はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- ⑨ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑩ 安全衛生バトロールの実施
- ⑪ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑫ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- ⑬ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑭ 転倒防止、腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
- ⑮ 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- ⑯ インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
- ⑰ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策
- ⑱ 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- ⑲ その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

最新の安全衛生情報を配信！

中災防メルマガ会員募集中

無料

詳しくは 中災防メールマガジン

検索

賛助会員募集中！

研修会割引、定期刊行物・週間見本品の送付、専用サイトの利用

No more ! 墜落・転落災害 @建設現場

平成29年秋以降、建設業における死亡災害が前年に比べて10%以上増加！
また、死亡災害のうち約45%が墜落・転落災害です！

「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」実施！

平成29年12月1日（金）～ 平成30年1月31日（水）

厚生労働省では、災害の多い年末年始に取り組んでいただいている「年末・年始の無災害運動期間」に合わせて、「建設業における墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を展開します。
期間中、建設現場における墜落・転落防止対策に重点的に取り組みますので、各建設現場においても、元請・下請の皆さまが一丸となって、墜落・転落災害防止対策を推進しましょう！

【建設業における労働災害の発生状況】

図1 死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

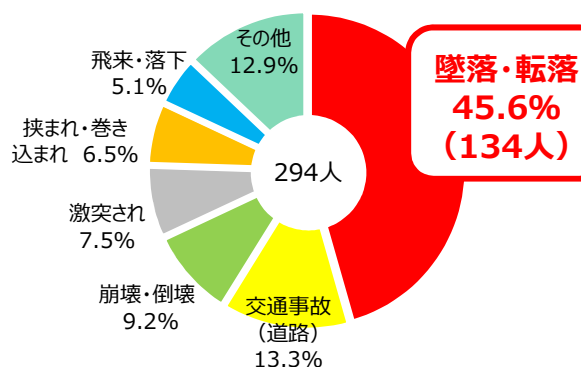
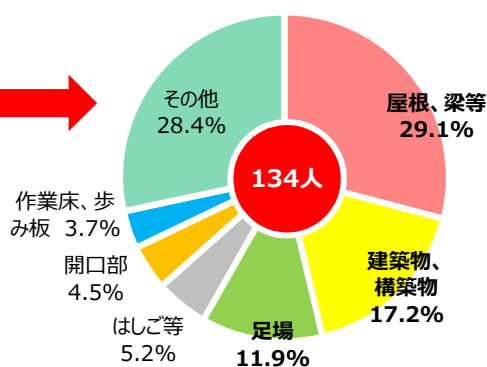


図2 墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



建設現場では、a～iの実施事項（基本事項）を要確認

☐	a. 作業床の設置	高さ2 m以上の高所作業においては、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けましょう。
☐	b. 手すり等の設置	高さ2 m以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。
☐	c. 安全帯の使用	梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なとき、荷の揚げ降ろし等で手すり等を一時的に開放するときは、安全帯を使用させましょう。
☐	d. 踏み抜き防止措置	スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設けましょう。
☐	e. 足場からの墜落防止措置	足場（一側足場を除く）には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じましょう。
☐	f. 足場の点検の実施	毎日の作業の開始前や足場の組立て、変更時には、事前に足場の安全点検を実施しましょう。
☐	g. 作業主任者の選任	高さ5 m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任しましょう。
☐	h. 特別教育の実施	足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し特別教育を実施しましょう。
☐	i. 安全衛生教育	労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用など不安全行動が生じないよう、墜落・転落防止のための教育を行いましょう。

それぞれの事項を確認して、
□にチェック！
※裏面も参照してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

墜落・転落災害防止の更なる取組を！！

墜落・転落災害を防止するためには、法令に定める措置（表面に記載した a ～ i の基本事項）を講ずるだけでなく、より安全な作業環境を形成していくことが重要です。

「墜落・転落災害防止対策強化キャンペーン」を契機として、以下に示す取組も進めていきましょう。

本足場を設置していても「より安全な措置」等に取り組みましょう

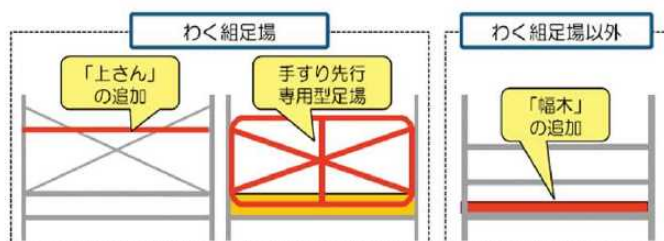
安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、**厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。**

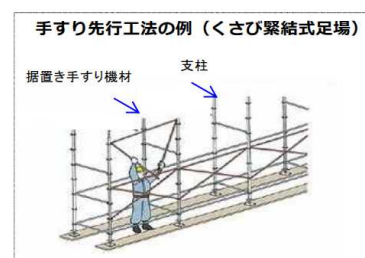
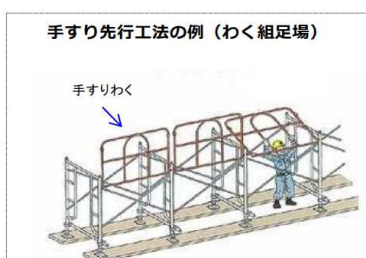
1：上さん・幅木などの設置

- わく組足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
 - ・ 「手すり先行専用型足場」を設置すること。
- わく組足場以外の足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



2：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。※厚生労働省ホームページに掲載。



3：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト※に基づいて行うこと。

※厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkuyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

その他（はしご・脚立、屋根の上など）の防止対策もご確認ください

はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策

はしご、脚立等からの墜落・転落災害は、特に高齢者で多くなっています。はしごからの墜落・転落災害の防止は、**はしごと地面の角度が75°となるように、はしごを上方で固定することが安全使用の基本**となります。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしよう！」参照（www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../170322-1.pdf）。

屋根の上などでの墜落・転落災害防止対策

狭い敷地等にある家屋の屋根上における作業等では、足場の設置が困難な場合があります。このような作業では、**親綱を屋根下方から張り、屋根上で安全帯を使用できるようにする**ことで墜落・転落災害の防止を図ることができます。※詳細は、厚労省ホームページに掲載の資料「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を参照（www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/.../140526-1-0.pdf）。

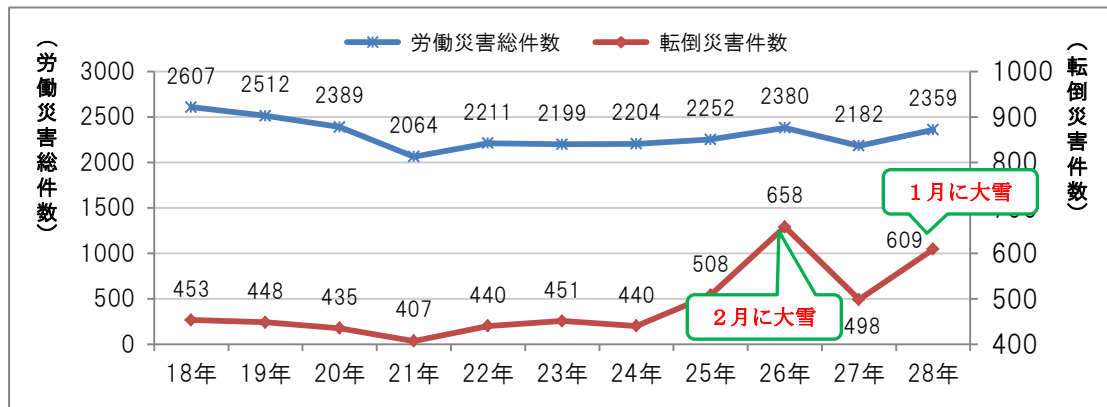
転倒災害防止のための取組を！

☆ 1月から3月は転倒災害防止強調期間です!! ☆

群馬労働局健康安全課

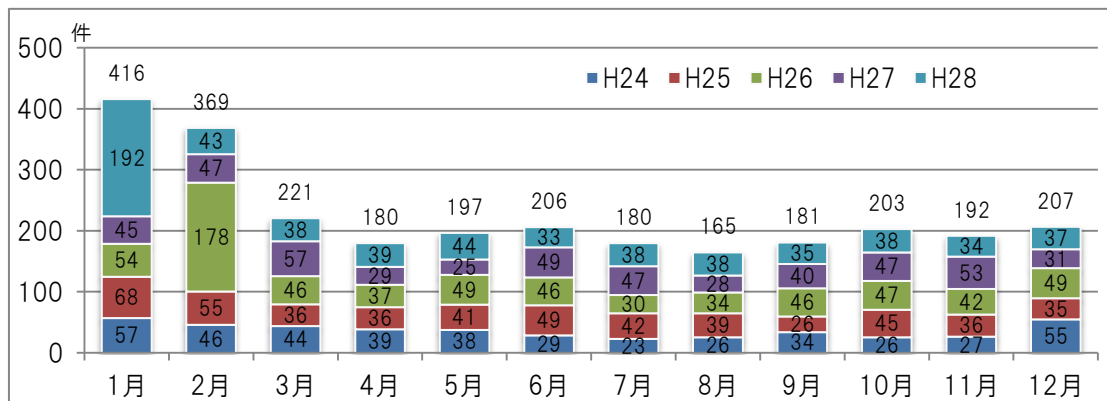
群馬県内の全産業における労働災害のうち、転倒災害が占める割合が20%以上の高率で推移している現況を踏まえ、群馬労働局では、平成28年から期限を設けずに『STOP! 転倒災害プロジェクト』を推進し、転倒災害が多発傾向にある1月から3月までを「転倒災害防止強調期間」として取組を強化することとしています。

過去5年間の月別の災害発生状況で見ると、転倒災害は1月と2月に多く発生しています。これは、転倒災害の発生が、業務自体に起因するほか、降雪等の気象条件に大きく影響されていることを示しています。



(図-1) 年別労働災害発生状況の推移

(労働者死傷病報告による)



(図-2) 平成24年～平成28年月別転倒災害発生状況

(労働者死傷病報告による)

積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季、特に寒波が予想される場合は、以下の対策が重要です。

- ◇ 天気予報に気を配り、滑りにくい靴の着用を指示する等早めの対策を実施する。
- ◇ 通路や駐車場の除雪、融雪剤の散布等を行い、建物の出入口には転倒防止用マットやヒートマット等を敷く。夜間には照明設備を設けて照度を確保する。
- ◇ 転倒の危険を感じた場所の情報を収集・共有する。作業や歩行に適した履物、雪道や凍結した路面の歩き方(小さな歩幅等)について教育する。

各事業場におかれましては、転倒災害防止の意識を高め、必要な対策を実施されますようお願いいたします。

転倒
テ シ ト ウ ム シ

無し運動



冬季転倒災害防止運動

☆1月～3月は冬季転倒災害防止強調期間です！！☆

10cm以上の降雪で凍結し転倒災害が増加する傾向にあります。

降雪後の除雪、融雪対策は早めに行いましょう！！

～転倒災害防止の5ヵ条～

- 1 **ポケットに手を入れて歩かない！！**
- 2 **雪道や凍った道は小股で歩く！**
- 3 **路面や床面に合った靴を履く！**
- 4 **時間に余裕を持った行動をとる！**
- 5 **日頃から足腰を鍛えよう！**

